



【犯罪被害者等法律援助(法律相談)用】 通訳サービス実施報告書(※実施には事前の申請が必要です)

※ 相談実施後1か月以内に援助申込書・相談票・通訳サービス実施報告書・通訳料の領収書又は請求書を「通訳サービス実施申請書【様式2-3】」を提出した法テラス事務所にご提出ください(FAX可)。

日本司法支援センター 御中

弁護士名		登録番号	
------	--	------	--

法律相談援助に伴う通訳サービスの実施について、以下のとおり報告し、併せて所定の通訳料及び通訳人の旅費を請求します。

相談実施日	年 月 日
フリガナ	
相談者氏名	
使用言語	
通訳人	氏名
	電話番号
請求内容	通訳料
	_____ 円 ※通訳人からの領収書(又は請求書)の写しを添付してください。
	通訳人旅費 ※要疎明資料
	_____ 円 ※鉄道(新幹線・特急含む)・バスのみ利用の場合は、疎明資料の提出不要
	相談場所 (通訳人旅費を請求する場合)
	通訳人住所 (通訳人旅費を請求する場合)

* 通訳料 **最初の1時間まで11,000円。延長10分ごとに1,100円を加算**する。

通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、**1回当たりの上限額(旅費を除く。)**は**27,500円**とする。

* 通訳人の旅費 **実費を支給する(上限11,000円)**。

* 金額はいずれも税込です。

*税法上、通訳料は源泉徴収の対象とされています。ただし、給与の支払者でない個人や常時2人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人が支払う通訳料は、源泉徴収を行う必要がないとされており、源泉徴収を行う必要があるにつきましては、税務署等へお問い合わせください。日本司法支援センターから契約弁護士に送金される通訳料相当額は、源泉徴収の対象となりますので、税務申告の際に適宜調整して申告してください。
